関ケ原町

新型インフルエンザ等対策 行動計画



平成26年9月 関ケ原町

目 次

Ι	はじめに
1	背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画の作成・・・・・・・
Ι	流行規模及び被害の想定・・・・・・・・・・・・・・・・
\blacksquare	対策の基本方針
1	対策の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	対策の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	対策実施上の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	対策推進のための役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5	行動計画の主要6項目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6	発生段階 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
IV	各段階における対策
Ο	未発生期 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ⁻
1	町内未発生期 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
2	町内発生早期 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
3	町内感染期 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 -
4	小康期 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
別添	5
玉	内で鳥インフルエンザに感染した人が発見された場合の対策 ・・・・・ 39
用	語解説 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

I はじめに

1 背景

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生する。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと 同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画の作成

平成25年4月13日に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年 法律第31号。以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な 危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経 済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、 事業所等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置を定めたものであり、平成 10年10月2日に施行された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)と相まって、国全体としての 万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

関ケ原町新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「町行動計画」という。)は、特措 法第8条の規定により、県行動計画に基づき作成するものであり、県、本町、医療機関、 事業者、個人のそれぞれが対策の基本的方針や役割等を共通に理解し、一体となって展開 していくため必要な事項を定めるものである。

町行動計画は政府・県行動計画の改定、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見及び新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、適時適切に見直しを行うこととする。また、さらに専門的、具体的な手順等は、国が示すガイドライン等を参考にし、それぞれの分野の関係者と綿密に協議のうえ事前に定めることとする。

なお、町行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は以下のとおりである。

- ○感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)
- ○感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエン ザと同様に社会的影響が大きなもの

Ⅱ 流行規模及び被害の想定

新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因(出現した病原体の病原性や感染力等)や宿主側の要因(人の免疫力等)、社会環境など多くの要素に左右されるものであり、軽微なものから重篤なものまで様々な場合があり得る。

町行動計画の策定に当たっては、政府行動計画において想定される流行規模に関する数値を置き、対策を検討していくこととする。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、この規模を超える事態となり得る ことを念頭に置くことも重要である。

図1 被害想定

項		町内	県 内	国内	
流行期間		約8週間			
患者数(人口の	25%)	約 1,950 人	約 52 万人	約 3,200 万人	
受診者数		約 800 人	約 20 万人	約 1,300 万人	
		~約 1,500 人	~約 40 万人	~約 2,500 万人	
中等度 ※1	入院患者数	約31人	約 8,600 人	約 53 万人	
(致死率 0.53%)	(1日当たり最大)	(約7人)	(約1,600人)	(約10.1万人)	
	死亡者数	約7人	約 2,800 人	約 17 万人	
重度 ※2	入院患者数	約 120 人	約 32,500 人	約 200 万人	
(致死率 2.0%)	(1日当たり最大)	(約25人)	(約6,500人)	(約 39.9 万人)	
	死亡者数	約 40 人	約 10,400 人	約 64 万人	
従業員の欠勤率の想定			最大 40%程度		

※1:アジアインフルエンザ並み

※2:スペインインフルエンザ並み

※町内の被害想定は、平成26年4月1日現在の住民基本台帳人口を基に試算

【流行規模及び被害想定】

① 流行期間 約8週間

② 医療機関を受診する患者数(全人口の25%がり患する場合)

・約800人(人口比10.2%)~ 約1,500人(人口比19.2%)と推計。

③ 入院患者数及び死亡者数(患者数約1,500人(人口比19.2%)の場合)

(ア)中等度(アジアインフルエンザ並の致死率 0.53%)の場合

• 入院患者数:上限約31人(人口比0.4%)

• 死亡者数 :上限約7人(人口比 0.1%)

(イ) 重度(スペインインフルエンザ並みの致死率 2.0%) の場合

• 入院患者数:上限約120人(人口比1.6%)

• 死亡者数 : 上限約 40人(人口比 0.5%)

- ④ 入院患者の発生分布(全人口の25%がり患し、流行が8週間続く場合)
- (ア) 中等度の場合
 - ・1日当たりの最大入院患者数は7人(流行発生から5週日。人口比0.1%)
- (イ) 重度の場合
 - ・ 1日当たりの最大入院患者数は25人(人口比0.3%)

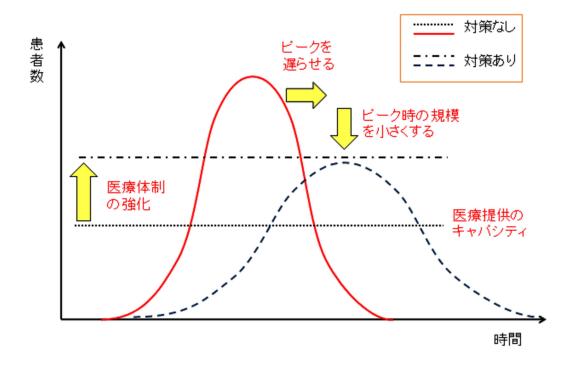
Ⅲ 対策の基本方針

1 対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生 そのものを防止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等 が発生すれば、日本へ、ひいては本町への侵入を避けることはできないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれがある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的に、町民の多くがり患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうことを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
 - 感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - 適切な医療の提供により重症者数や死亡者数を減らす。
- ② 町民の生活及び経済に及ぼす影響が最小になるようにする。
 - ・地域での感染対策により、欠勤者の数を減らす。
 - ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は町民の生活及び経済の安 定に寄与する業務の維持に努める。



2 対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。町行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等、様々に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

本町では、最近の科学的知見を注視しながら、本町の特徴等も考慮しつつ、国及び県の 対策と密接に連動し、各種対策を行う。

新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の事項を基本とする一連の流れをもった戦略を確立する(具体的な対策については、次において、発生段階毎に記載する。)。

2-1 発生前の段階

発生前の段階では、地域における医療体制の整備、町民に対する啓発や、事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っていくことが重要である。

また、事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策では、日頃からの手洗い

など、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い 可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

2-2 発生が確認された段階

海外で新型インフルエンザ等の発生が確認された段階で、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

町内での患者が確認されるまでの間は、県・保健所および医療機関との連携を強化し、 感染のおそれがある町民に対する調査、指導等により感染者の早期発見および拡大の防止 を図る。

2-3 県内で発生が確認された段階

県内の発生当初の段階では、県が行う患者の入院勧告や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛や、その者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、不急不要の外出の自粛要請や施設の使用制限等に協力し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講する。

なお、県内の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、 過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新 しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切 り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその 縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

2-4 県内で感染が拡大した段階

県内で感染が拡大した段階では、国、県、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、 医療の確保や町民生活・町民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会 は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めてお いたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に 対処していくことが求められる。

事態によっては、地域の実情に応じて、県や各省等が政府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療関係を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

2-5 町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業所における業

務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策とワクチンや抗インフルエン ザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて、積極的に検討することが重要である。事業者の従業員のり患等により、一時期、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要である。

3 対策実施上の留意点

国、県、指定地方公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、 また、発生した時には、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、 新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の 点に留意する。

3-1 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校、社会福祉施設等の使用制限等の要請等の実施に当たって、町民の権利と自由に制限を加える場合、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するための、必要最低限のものとする。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

3-2 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

3-3 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町対策本部長は県対策本部長に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行

うよう要請する。

3-4 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策の推進に当たっては、国、県および町や関係機関が連携して 取り組むことが重要であり、それぞれの主体が次に掲げる役割を果たし、総合的に対策を 推進していく必要がある。

4-1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施するその対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定 し、対策を協力に推進する。

4-2 県

県は特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、 政府の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対 応が求められる。

4-3 町

町は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的処理方針に基づき、的確かつ迅速に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣市町村と緊密な連携を図る。

4-4 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型

インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診察するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携して、新型インフルエンザ 等患者の診療体制の強化を含め、医療の提供に努める。

4-5 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時には、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

4-6 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国 民経済安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時にお いても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができ るよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の 事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

4-7 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を 行うことが求められる。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

4-8 町民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等 についての正しい情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよ う努める。

5 行動計画の主要6項目

行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための対策について、「①実施体制」、「②サーベイランス・情報収集」、「③情報提供・共有」、「④予防・まん延防止」、「⑤医療」、「⑥町民の生活及び経済の安定」の6項目に分けて立案している。各項目ごとの対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については、以下のとおりである。

(1) 実施体制

町は、新型インフルエンザ等が発生する前においては、関ケ原町新型インフルエンザ対 策推進会議を開催し、事前準備の進捗を確認し、関係各課等と連携を図りながら庁内一体 となった取組を推進する。

新型インフルエンザ等が発生し、政府及び県対策本部が設置された場合は、直ちに、関ケ原町新型インフルエンザ等対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、町民の健康被害の防止および社会機能維持を図る。

■関ケ原町新型インフルエンザ対策推進会議

新型インフルエンザ等の予防対策、発生時の危機拡大防止策などを協議し、本行動計画 の推進を図る。

①対策推進会議の構成

会長 : 監理官

副会長:総務課長

構成員:各関係課長

事務局:総務課、住民課

②対策推進会議の協議事項

- 新型インフルエンザ対策に関する情報の共有
- 新型インフルエンザ事前対策の検討及び推進
- その他新型インフルエンザ等対策行動計画に関すること

■関ケ原町新型インフルエンザ等対策本部

本部長は、新型インフルエンザ等対策本部会議を開催して、発生時の初動対応、感染拡大防止対策等、速やかに事案対応を行う。

①対策本部の構成及び役割分担

対策本部会議			
本部長	町長		
副本部長	監理官		
即本即交	教育長		
本部員	総務課長、地域振興課長、税務課長、住民課長 、産業建設課長、		
(各部長)	水道環境課長、会計管理者、議会事務局長、学校教育課長、		
(合命女)	社会教育課長、関ケ原病院長、関ケ原病院事務局長、西消防署長		

部 班 任務分担 総務部 総務班 ◇対策本部の指令、指示事項等の伝達に関すること ◇各部、各班の連絡調整に関すること ◇各班の人員調整に関すること ◇町民の外出自粛要請に関すること ◇公共施設等の使用制限に関すること ◇対策経費の執行と物品の出納に関すること ◇対策経費の執行と物品の出納に関すること ◇対策に関する財政措置に関すること ◇対策に関する財政措置に関すること ◇対策に関するお政措置に関すること ②防災行政無線及びホームページ等による広報に関すること 企画班 ◇公共交通機関における感染予防に関すること 人事班 ◇職員の健康管理、感染予防に関すること ◇他班の実施事項の応援に関すること 「情報班 ◇報道発表及び報道機関の対応に関すること 「情報班 ◇新型インフルエンザ等に関する情報の収集に関すること ◇新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関すること ◇町民への感染予防の啓発に関すること ◇国・保健所等との連絡調整に関すること		1				
◆各部、各班の連絡調整に関すること ◆各班の人員調整に関すること ◆町民の外出自粛要請に関すること ◆公共施設等の使用制限に関すること ◆公共施設等の使用制限に関すること ◆対策経費の執行と物品の出納に関すること ◆対策に関する財政措置に関すること ◆対策に関する財政措置に関すること ◆対策に関する財政措置に関すること ◆対策に関すること ◆対策に関すること ◆対策に関すること ◆対策に関すること ◆が災行政無線及びホームページ等による広報に関すること ・ 体囲班 ・ 公共交通機関における感染予防に関すること ・ 人事班 ・ 令職員の健康管理、感染予防に関すること ・ 体班の実施事項の応援に関すること ・ 体班の実施事項の応援に関すること ・ 体野型インフルエンザ等に関する情報の収集に関すること ・ 令新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関すること ・ 令町民への感染予防の啓発に関すること	部	班	任務分担			
◆各班の人員調整に関すること ◆町民の外出自粛要請に関すること ◆公共施設等の使用制限に関すること ◆公共施設等の使用制限に関すること ◆対策経費の執行と物品の出納に関すること ◆感染拡大期における窓口業務に関すること ◆対策に関する財政措置に関すること ・公対策に関する財政措置に関すること ・公が近行政無線及びホームページ等による広報に関すること ・公・防災行政無線及びホームページ等による広報に関すること ・公・地班の実施事項の応援に関すること ・公・地班の実施事項の応援に関すること ・「特報班 ◆報道発表及び報道機関の対応に関すること ・住民福祉部 健康班 ◆新型インフルエンザ等に関する情報の収集に関すること ・公・新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関すること ・公町民への感染予防の啓発に関すること	総務部	総務班	◇対策本部の指令、指示事項等の伝達に関すること			
◆町民の外出自粛要請に関すること ◆公共施設等の使用制限に関すること ◆イベント等の自粛要請に関すること ◆対策経費の執行と物品の出納に関すること ◆感染拡大期における窓口業務に関すること ◆対策に関する財政措置に関すること ・ 本部長の秘書に関すること ・ 本部長の秘書に関すること ・ 体部近く本部長の秘書に関すること ・ 本部長の秘書に関すること ・ 本部長の教主を表して、本語を表して、本語を表して、本語を表して、表記を表して、表記を表し、本語を表して、本語を表して、本語を表し、表記を表し、表記を表記を表し、表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表			◇各部、各班の連絡調整に関すること			
◆公共施設等の使用制限に関すること ◆イベント等の自粛要請に関すること ◆対策経費の執行と物品の出納に関すること ◆感染拡大期における窓口業務に関すること ◆対策に関する財政措置に関すること ・◇対策に関すること ・◇防災行政無線及びホームページ等による広報に関すること ・ 企画班 ◆公共交通機関における感染予防に関すること ・ 人事班 ◆職員の健康管理、感染予防に関すること ・ ◇他班の実施事項の応援に関すること ・ 「特班 ◆報道発表及び報道機関の対応に関すること ・ 住民福祉部 健康班 ◆新型インフルエンザ等に関する情報の収集に関すること ・ ◆新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関すること ・ ◆町民への感染予防の啓発に関すること			◇各班の人員調整に関すること			
◆イベント等の自粛要請に関すること ◆対策経費の執行と物品の出納に関すること ◆感染拡大期における窓口業務に関すること ◆対策に関する財政措置に関すること 秘書広報班 ◆本部長の秘書に関すること 企画班 ◆公共交通機関における感染予防に関すること 企画班 ◆知員の健康管理、感染予防に関すること ◆他班の実施事項の応援に関すること 「情報班 ◆報道発表及び報道機関の対応に関すること 住民福祉部 健康班 ◆新型インフルエンザ等に関する情報の収集に関すること ◆新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関すること ◆町民への感染予防の啓発に関すること			◇町民の外出自粛要請に関すること			
◆対策経費の執行と物品の出納に関すること ◆感染拡大期における窓口業務に関すること ◆対策に関する財政措置に関すること ・			◇公共施設等の使用制限に関すること			
◆感染拡大期における窓口業務に関すること ◆対策に関する財政措置に関すること ・ 秘書広報班 ◆本部長の秘書に関すること ・ 企画班 ◆公共交通機関における感染予防に関すること ・ 人事班 ◆職員の健康管理、感染予防に関すること ・ 人事班 ◆職員の健康管理、感染予防に関すること ・ 人事班 ◆報道発表及び報道機関の対応に関すること ・ 住民福祉部 健康班 ◆新型インフルエンザ等に関する情報の収集に関すること ・ ◆新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関すること ・ ◆町民への感染予防の啓発に関すること			◇イベント等の自粛要請に関すること			
◆対策に関する財政措置に関すること 秘書広報班 ◆本部長の秘書に関すること ◇防災行政無線及びホームページ等による広報に関すること 企画班 ◆公共交通機関における感染予防に関すること 人事班 ◆職員の健康管理、感染予防に関すること ◇他班の実施事項の応援に関すること 情報班 ◆報道発表及び報道機関の対応に関すること 住民福祉部 健康班 ◆新型インフルエンザ等に関する情報の収集に関すること ◆新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関すること ◆町民への感染予防の啓発に関すること			◇対策経費の執行と物品の出納に関すること			
 秘書広報班 ◇本部長の秘書に関すること ◇応災行政無線及びホームページ等による広報に関すること 企画班 ◇公共交通機関における感染予防に関すること 人事班 ◇職員の健康管理、感染予防に関すること ◇他班の実施事項の応援に関すること 情報班 ◇報道発表及び報道機関の対応に関すること 住民福祉部 健康班 ◇新型インフルエンザ等に関する情報の収集に関すること ◇新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関すること ◇町民への感染予防の啓発に関すること 			◇感染拡大期における窓口業務に関すること			
○防災行政無線及びホームページ等による広報に関すること 企画班 ◇公共交通機関における感染予防に関すること 人事班 ◇職員の健康管理、感染予防に関すること ◇他班の実施事項の応援に関すること 情報班 ◇報道発表及び報道機関の対応に関すること 住民福祉部 健康班 ◇新型インフルエンザ等に関する情報の収集に関すること ◇新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関すること ◇町民への感染予防の啓発に関すること			◇対策に関する財政措置に関すること			
 企画班 ◇公共交通機関における感染予防に関すること 人事班 ◇職員の健康管理、感染予防に関すること ◇他班の実施事項の応援に関すること 情報班 ◇報道発表及び報道機関の対応に関すること 住民福祉部 健康班 ◇新型インフルエンザ等に関する情報の収集に関すること ◇新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関すること ◇町民への感染予防の啓発に関すること 		秘書広報班	◇本部長の秘書に関すること			
人事班 ◇職員の健康管理、感染予防に関すること ◇他班の実施事項の応援に関すること 情報班 ◇報道発表及び報道機関の対応に関すること ②新型インフルエンザ等に関する情報の収集に関すること ◇新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関すること ◇町民への感染予防の啓発に関すること			◇防災行政無線及びホームページ等による広報に関すること			
 ◇他班の実施事項の応援に関すること 情報班 ◇報道発表及び報道機関の対応に関すること 住民福祉部 健康班 ◇新型インフルエンザ等に関する情報の収集に関すること ◇新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関すること ◇町民への感染予防の啓発に関すること 		企画班	◇公共交通機関における感染予防に関すること			
情報班 ◇報道発表及び報道機関の対応に関すること 住民福祉部 健康班 ◇新型インフルエンザ等に関する情報の収集に関すること ◇新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関すること ◇町民への感染予防の啓発に関すること		人事班	◇職員の健康管理、感染予防に関すること			
住民福祉部 健康班 ◇新型インフルエンザ等に関する情報の収集に関すること ◇新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関すること ◇町民への感染予防の啓発に関すること			◇他班の実施事項の応援に関すること			
◇新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関すること ◇町民への感染予防の啓発に関すること		情報班	◇報道発表及び報道機関の対応に関すること			
◇町民への感染予防の啓発に関すること	住民福祉部	健康班	◇新型インフルエンザ等に関する情報の収集に関すること			
			◇新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関すること			
◇国・県・保健所等との連絡調整に関すること			◇町民への感染予防の啓発に関すること			
V II N PRIZE TO CONTENIE TO DO CO			◇国・県・保健所等との連絡調整に関すること			
◇町民からの健康相談等の対応に関すること			◇町民からの健康相談等の対応に関すること			

		◇新型インフルエンザワクチンの接種(特定接種、住民接種)
		に関すること
		◇感染予防資材等の調達や備蓄に関すること
	福祉班	◇保育園、児童福祉施設等における感染予防対策に関する
		ح
		◇社会福祉施設における感染予防対策に関すること
		◇要援護者への支援に関すること
産業建設部	産業建設班	◇家きんにおける鳥インフルエンザ対策に関すること
		◇町営住宅における感染予防対策に関すること
地域振興部	商工観光班	◇事業所等への感染予防の啓発に関すること
		◇観光施設における感染予防対策に関すること
		◇イベント等の会場における感染予防対策に関すること
水道環境部	水道班	◇水道の安定供給に関すること
	環境班	◇感染拡大期におけるゴミ収集に関すること
		◇遺体の処理及び火葬に関すること
議会部	議会班	◇議員との連絡調整に関すること
		◇議員への情報提供に関すること
学校教育部	学校教育班	◇幼稚園、小・中学校における感染予防対策に関すること
		◇学校等における感染状況の把握に関すること
		◇臨時休校等に関すること
社会教育部	社会教育班	◇社会教育施設等における感染予防対策に関すること
		◇社会教育関係行事の調整、自粛等に関すること
病院部	医療救護班	◇医師会や医療機関との連絡調整に関すること
		◇病院内における感染予防対策に関すること
		◇医療従事者の感染予防対策に関すること
		◇医療の確保に関すること
		◇抗インフルエンザウイルス薬に関すること
消防部	消防班	◇患者の搬送に関すること
		◇感染拡大期における消防・救急業務に関すること

(2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげる。また、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、国がWHO等の国際機関と連携し構築するサーベイランス体制に基づき実施する。

(3)情報提供・共有

【情報提供・共有の目的】

町民生活に重大な影響を及ぼす危機管理上の重要な課題という共通の理解の下に、国、 県、町、医療機関、事業者、町民の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な 行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、それぞれの間でのコミュニケーショ ンが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけ でなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含む。

【情報提供手段の確保】

町民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、マスメディア、ホームページ、町広報誌等、複数の媒体・機関を活用し、わかりやすく、迅速に情報提供を行う。

県内の流行状況については、平時から、県医師会の「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」を町民に周知し、新型インフルエンザ発生時には、町民それぞれが流行状況を把握し、自らが感染予防を行えるようにする。

【発生前における町民等への情報提供】

新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを、町民、学校、医療機関、事業者等に情報提供する。

【発生時における町民等への情報提供及び共有】

発生段階に応じて、県内外の発生状況、対策の実施状況等について、対策の決定プロセスや、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら情報提供する。町民への情報提供に当たっては、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠であることから、個人情報の保護と公益性に十分配慮して情報を提供する。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

町民に発信するメッセージについては、患者やその家族等の人権には十分に配慮し、新

型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの対策が全体の 対策推進に大きく寄与することを伝えることが重要である。

【情報提供体制】

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、対策本部が情報を集約・共有する体制を構築する。また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信する体制をとる。

コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において 町民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受け取り手の反応などを分析し、次の情報提供に活かす。

(4) 予防・まん延防止

【予防・まん延防止の目的】

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保すること、また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収める。

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせて行うが、対策が個人の行動を制限する面や、社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策を決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

【主なまん延防止対策】

個人対策については、町内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染防止策(健康観察、外出自粛の要請等)等の感染症法に基づく措置に協力するとともに、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、県が実施する不要不急 の外出自粛要請、施設の使用制限の要請等に協力する。

【予防接種】

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制を対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策における予防接種については「特定接種」と「住民接種」が予定されている。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

町は住民接種の実施主体として、国が示す接種順位等の情報を基に、関係者の協力を得て、原則として、当該町の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

-【参考:政府行動計画(抜粋)】

▽特定接種

1)特定接種について

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、

- ①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う 事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けてい るもの(以下「登録事業者」という。)のうちこれらの業務に従事する者(厚生労 働大臣の定める基準に該当する者に限る。)
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであるため、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特 措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフル エンザ等対策実施上の責務を担う指定(地方)公共機関制度であり、この制度を中心と して特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定(地方)公共機関に指定されてい る事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、 また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

また、特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者(介護福祉事業者を含む。)、④それ以外の事業者の順とすることを基本とする。

2) 特定接種の接種体制について

登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することになるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められている。特に登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件とされる。

▽住民接種

1)住民接種について

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民接種の枠組ができたことから、新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定(臨時の予防接種)による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定(新臨時接種)に基づく接種として行うこととなる。

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた 緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生し た新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定する。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

- ①医学的ハイリスク者:呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することに より重症化するリスクが高いと考えられる者
- ・ 基礎疾患を有する者
- 妊婦
- ②小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)
- ③成人•若年者
- ④高齢者:ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群 (65歳以上の者)

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえて国が決定する。

- (ア) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
- ○成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
 - (医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者の順
- ○高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
- (医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
- ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者の順
- ○小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
 - (医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者の順
- (イ) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方
- ○成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
 - (医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者の順
- ○高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
 - (医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者の順
- (ウ) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を 守ることにも重点を置く考え方
- ○成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
 - (成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者の順
- ○高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
 - (高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者の順

2) 住民接種の接種体制

住民接種については町を実施主体とし、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう医師等の従事者については関係団体の協力により確保する。

▽留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の医療

提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部の決定を受けて実施される。

▽医療関係者に対する要請

予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示(以下「要請等」という。)を行う。

(5)医療

県等からの要請に応じ、次の対策等に適宜協力する。

【医療に対する県の対策】(岐阜県インフルエンザ対策行動計画)

(ア) 医療の目的

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが地域の医療資源には制約があることから各医療機関の役割分担を決め、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行う医療機関である指定地方公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

(イ) 発生前における医療体制の整備

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、県医師会・地域医師会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。特に、患者が急増した場合には、限られた医療資源を有効に活用するための診療所、病院、保健所の役割分担等について、各者と連携し体制を確立しておく必要がある。なお、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

二次医療圏等の圏域単位では、保健所が中心となり、地域医師会、地域薬剤師会、 地域の中核的医療機関を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策 会議を開催するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医 療体制の整備を推進する。

(ウ)発生時における医療体制の維持・確保

県内での発生早期には、原則として、感染症法(第19条)に基づき、新型インフルエンザ等患者を感染症指定医療機関等に入院させる。また、発生の早期の段階では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、厚生労働省等から発出される、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

海外発生期以降は、新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生

国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、各地域に「帰国者・接触者 外来」を確保して診療を行う。

また、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。

新型インフルエンザ等の患者は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等の院内での感染防止に努める。また、医療従事者(救急隊員等で業務上、患者やその検体と直接接触する可能性がある者を含む。以下同じ。)は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、国の見解に従いワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも多くの患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関(内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関)で診療する体制に切り替える。

また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は感染症指定医療機関以外を含む医療機関への入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療提供体制の確保を図ることとする。その際、必要に応じ、臨時の医療施設(医療法施行規則第10条、特措法第48条第1項)等に患者を入院・入所させる。

(工) 医療関係者に対する要請・指示

県は、医療機関への通常の協力依頼のみでは医療の確保ができないような場合で、 新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めると きは、政令で定める医療関係者*に対し、医療を行うよう要請等を行う(特措法第31 条)。

*医療関係者:医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療 放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、救急救命士、歯科衛生士

(オ) 抗インフルエンザウイルス薬等

抗インフルエンザウイルス薬については、国が示す計画に従い、国備蓄分も合わせて県民の45%に相当する量を目標として備蓄する。発生時には、医師会、医薬品卸売業者等と連携して抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を把握し、必要に応じ流通調整、備蓄抗インフルエンザウイルス薬の放出等を行う。

(6)町民の生活及び経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの国民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くと 言われており、町民の生活及び経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、町民の生活及び経済への影響が最小限となるよう、県をはじめ国、医療機関、指定(地方)公共機関及び登録事業者と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行うことが重要である。具体的には、新型インフルエンザ等の発生前は、その発生を想定し、事業継続計画等の作成により、職場における感染対策の実施、従業員の勤務体制、特定接種の体制などをあらかじめ定め、発生に備えることが必要である。新型インフルエンザ等の発生時は、職場における感染対策の実施に努めるとともに、事業継続計画等を実行し、それに応じた活動を維持する。

6 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、 事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予 め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必 要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類した。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する(表1)。

一方、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、町内における発生段階を別に定め、その移行については、必要に応じて国、県と協議の上で、町が判断するものとする(表2)。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するということに留意が必要である。

表1 政府行動計画の発生段階とWHOのフェーズ対応表

政府行動計画の発生段階	WHOのフェーズ
未発生期	フェーズ1、2、3
海外発生期	フェーズ4、5、6
国内発生早期	
国内感染期	
小康期	
が来が	ポストパンデミック期

表2 発生段階

\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	発生段階			
流行状態	町	県	围	
新型インフルエンザが発生していない状態	未発生期	未発生期	未発生期	
海外で新型インフルエンザが発生した状態			海外発生期	
いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が		県内未発生期		
発生しているが、岐阜県内では発生していない状態	町内未発生期		国内発生早期	
岐阜県内で新型インフルエンザ等の患者は発生してい				
るが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態		県内発生早期		
関ケ原町内で初の患者が発生				
岐阜県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴を疫学	町内発生早期		国内感染期	
調査で追えなくなった状態		県内感染期		
関ケ原町内で患者が多発し感染が拡大した状態	町内感染期			
新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準	小唐如	.1. =====	小康期	
でとどまっている状態	小康期 	小康期		

IV 各段階における対策

以下、発生段階ごとに目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。 新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移 行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性も あることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基 本的対処方針」を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

また、常に対策の必要性を評価し、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行う。

0 未発生期

概要

【状態】

- ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

【目的】

- ・ 発生に備えて体制の整備を行う。
- ・国、県等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。

【対策の考え方】

- 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進する。
- 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図る ため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

【行動計画の作成と見直し、体制の整備及び国・県との連携強化】

- 特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画や業務計画等を作成し必要に応じて見直す。
- ・県、関係機関、関係団体等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換や連携体制の確認、訓練を実施する。
- ・ 県行動計画に基づき町行動計画を作成改定する。 (特措法第8条第1項)
- ・ 必要に応じて、警察、消防機関等との連携を進める。

(2) サーベイランス・情報収集

【情報収集】

• 国、県、WHO(世界保健機関)等の国際機関等から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。

【受診患者数の把握】

・不破郡医師会と連携し、県内のインフルエンザ受診患者の状況について岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムにより把握する。

・国、県が行うインフルエンザ等による入院患者及び死亡者の発生動向の調査に協力し、 軍症化の状況を把握する。

【学校サーベイランス】

・岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムによりインフルエンザ等症状による欠席者及び臨時休業(学級・学校閉鎖等)の情報を迅速に収集、集計し、地域のインフルエンザ感染拡大を早期に把握する。

(3)情報提供•共有

【継続的な情報提供】

- 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種広報等の媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。その際、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること(感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと)、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝える。
- ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防対策の普及を図る。
- ・不破郡医師会と連携し、岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムにより受診患者数、学校の休業状況等の最新の流行状況が発信されることを町民に周知する。

【体制整備】

- ・発生状況に応じた町民への情報提供の内容や、媒体(テレビや新聞等のマスメディア 活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、利用可能な複数の媒体・機関を活用する)、 情報の届きにくい人(外国人、障がい者等)への情報提供などの方法について検討を 行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- 新型インフルエンザ等発生時に町民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。

(4) 予防・まん延防止

【個人レベルでの対策の普及】

- ・マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染予防 対策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センタ ーに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの 着用等、咳エチケットを行うといった基本的な感染予防対策について理解促進を図る。
- 新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請(特措法第45条第

1項)等の感染対策についての理解促進を図る。

【地域・社会レベルでの対策の周知】

- 新型インフルエンザ等発生時に実施され得る、職場等における感染防止対策について 理解促進を図る。
- 新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用又は催物の開催の制限の要請(特 措法第45条第2項)等の対策について周知・準備を行う。

【予防接種】

- ①ワクチンの供給体制
- ・ 県は、国からの要請を受けて、県内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築 する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集する。
- ②特定接種の基準に該当する事業者の登録
- ・国が定める登録実施要領に沿って、国が行う事業者に対する登録作業の周知、事業者 の登録申請の受付等に協力する。
- 特定接種の対象となる職員をあらかじめ把握するとともに、職員への接種体制を構築する。

③住民接種の準備

- ・特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づく住民接種を速やかに行うため医師会、事業者、学校関係者等と協力し、本町の区域内に居住する者を対象に集団接種を行うこととし、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。
- ・円滑な接種の実施のために、あらかじめ広域的な協定を締結するなど、本町以外の市町村における接種を可能にするよう努める。

4情報提供

・町は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、 接種対象者や接種順位のあり方等の基本的な情報について情報提供を行い、国が行う 国民への理解促進に協力する。

(5)医療

【地域医療体制の整備】

・発生時の地域医療体制の確保のために、平素から地域の医療関係者との間で、発生 時の医療提供体制について協議、確認を行う。特に、患者が急増した場合に、限ら れた医療資源を有効に活用するための診療所、病院、保健所の役割分担等について、 各者と連携した体制を確立しておく。

【県内感染期に備えた医療の確保】

- ・ 県が、県内感染期に備え医療に関して行う対策に対し、町は、県等からの要請に応じ、適宜協力する。
- ・ 県内感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、 最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の 備蓄を進めるよう各消防本部に依頼するとともに、必要な支援を行う。

【医療資器材の整備】

医療機関において必要となる医療資器材(個人防護具、人工呼吸器等)や、増床の余地について調査を行い、十分な量を確保するよう依頼する。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

【要援護者への生活支援】

- ・ 県及び国と連携して、県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等に備えて、要援護者を把握するとともに、その具体的手続き等を決めておく。
- ・町民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図ると ともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障をきたすおそれがあ る世帯(高齢者世帯・障がい者世帯等)への具体的な支援体制の整備を進める。
- 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、関係団体や地域団体、社会福祉施設等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。

【火葬能力等の把握】

- ・県は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。 町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- 県の火葬体制を踏まえ、町内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。

【物資及び資材の備蓄等】

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄、整備、 点検する。

1 町内未発牛期

概要

【状態】

- 海外又は他県で新型インフルエンザが発生した状態。
- ・県内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状況。
- ・発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な 状況。

【目的】

- ・県に協力し、県内発生の遅延と早期発見に努める。
- ・町内発生に備えて体制の整備を行う。

【対策の考え方】

- 新たに発生したウイルスの病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう強力な措置をとる。
- ・対策の判断に役立てるため、国、県等を通じて、海外・県外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・県等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、町内発生に備え 町民に準備を促す。
- ・町民生活および町民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、町内発生に備えた 体制整備を行う。

(1) 実施体制

【体制強化と対処方針等の決定】

- 海外または他県において、新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに関ケ原町インフルエンザ等対策推進会議を開催し、情報の集約共有・分析を行う。
- ・海外または他県で新型インフルエンザ等が発生し、「新型インフルエンザ等緊急事態 宣言」が宣言された場合、直ちに町長を本部長とする町対策本部を設置し、国が決定 した基本的対処方針を確認し、町行動計画等に基づく事前準備をする。
- ・県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知 する。
- ・国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、町民に広く周知する。

(2) サーベイランス・情報収集

【国際的、全国的な情報収集】

・県は、海外、他県の新型インフルエンザ等の発生状況、病原体に関する情報、疫学情報、治療法に関する情報、ワクチンの有効性・安全性等について情報を収集する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

【受診患者の把握】

• 引き続き、不破郡医師会と連携し、岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムによりインフルエンザ受診患者数の状況を把握する。

【学校サーベイランスの強化】

• 引き続き、岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムにより、欠席者及び臨時休業の状況を把握する。

(3)情報提供・共有

【情報提供】

- 町民に対して、現在の対策、町内発生した場合に必要となる対策等を、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、町のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、情報の届きにくい人(外国人、障がい者等)にも配慮しながら、できる限り迅速に情報提供し、注意喚起を行う。
- ・ 県等からの要請に応じ、国が作成したQ&A等を活用し、町民からの一般的な問い合 わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供に努める。

【情報共有】

• インターネット等を活用し、国、県や関係機関等の発信する情報の共有を図る。

(4) 予防・まん延防止

【個人レベルでの対策の普及】

マスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等、基本的な感染予 防策の徹底を強化し、啓発する。

【渡航に関する注意喚起】

・町は、国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、県、事業者等と相互に連携して、町民に広く周知する。

【予防接種】

①ワクチンの供給

・ 県をはじめ、関係機関等と協議・調整を行い、ワクチンを円滑に流通できる体制を整備する。

②特定接種

- 国が特定接種を実施することを決定した場合、接種対象者となる職員に対し、本人の 同意を得て特定接種を行う。
- 特定接種について、町民の理解を得るために、住民接種の見通しについても明らかに し、分かりやすく広報を行う。

③住民接種

- 特措法第46条または予防接種法第6条第3項に基づく住民接種の準備を行う。
- ・パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、国が示す接種順位等の情報を基に、 関係者の協力を得て接種を開始する。
- ・接種の実施に当たり、病院・保健センター・学校など公的な施設の活用、医療機関への委託等により接種会場を確保し、原則として、本町の区域内に居住する者を対象に 集団接種を行う。
- 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を療養中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種を考慮する。
- 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団接種を行う。

4情報提供

・ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的 な情報について、国・県と連携して積極的に情報提供を行う。

(5)医療

【医療機関等との情報共有等】

・ 県が発信する新型インフルエンザ等の症例定義、その他診断や治療に資する情報等を 収集し、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

【流行予測と病床確保等の検討】

・県が予想患者数により算出する、流行期における必要病床数の確保に協力する。

(6) 町民の生活及び経済の安定の確保

【遺体の火葬・安置】

・ 県等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

【生活相談窓口の設置】

・ 状況に応じ、生活相談窓口を設置する。

2 町内発生早期

概要

【状態】

- ・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・県内での発生に伴い、町内でも新型インフルエンザ等が発生した状態。

【目的】

- ・県内・町内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。

【対策の考え方】

- ・積極的な感染拡大防止策(患者の入院勧告、地域全体での学校・保育施設等の臨時休業・集会の自粛等)をとることで、流行のピークを遅延させられる可能性があるため、 果断な対応を行う。
- 医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について 十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。
- ・新型インフルエンザの患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- ・ 県内、町内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、社会機能の維持のための 準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やか に実施する。

(1) 実施体制

【基本的対処方針の協議・検討】

・国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ町対策本部会議を開催し、感染拡大防止等に関する基本的対処方針を協議・検討する。

【執務応援体制】

・町職員の欠勤状況を把握し、町民生活に直結したサービスの低下を招かないよう、執 務応援体制を開始する。

(2) サーベイランス・情報収集

・県は、引き続き、海外、他県での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、情報を収集する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

【受診患者数の把握】

・引き続き、不破郡医師会と連携し、岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムによりインフルエンザ受診患者数の状況を把握する。

【学校サーベイランスの強化】

• 引き続き、岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムにより欠席者及び臨時 体業の状況を把握しインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

(3)情報提供・共有

【情報提供】

- ・引き続き、町民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内の発生状況と 具体的な対策等を詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
- ・町内の発生状況を公表する際には、患者の個人が特定されないように配慮するとともに、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、風評被害が生じないよう冷静な対応を町民に呼びかける。
- 特に個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、個人レベルでの感染対策や、 感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法)を周知する。
- ・学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- ・引き続き、不破郡医師会と連携し、岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムにより受診患者数、学校の休業状況等の最新の流行状況が発信されることについて、

町民への周知を強化する。

【相談窓口の継続】

• 引き続き、相談窓口を設置継続するとともに、町民より寄せられる問い合わせや情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、 情報提供に反映する。

【情報共有】

• 引き続き、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双 方向の情報共有を図る。

(4) 予防・まん延防止

【個人・地域レベルでの対策強化】

- ・町民、事業所、学校、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖
- ・学年閉鎖・休校)を適切に行う。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

【病院、高齢者施設等における感染対策】

• 関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

【予防接種】

・町内未発生期からの対策を継続する。

(5)医療

【医療機関との情報共有】

・町内未発生期からの対策を継続する。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

【要援護者対策】

- 要援護者対策を実施する。
- ・新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、関係機関と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送等)を行う。

【町民・事業者への呼びかけ】

・町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

【水の安定供給】

・水道事業者である町は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態 において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

【生活関連物資等の価格の安定等】

・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう、 調査・監視するとともに、必要に応じ、関連事業者団体等に対して供給の確保や便乗 値上げの防止等の要請を行う。

【生活相談窓口の設置】

・ 必要に応じ、町民の生活相談窓口の充実を図る。

3 町内感染期

概要

【状態】

- 新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

【目的】

- ・ 医療体制を維持する。
- ・健康被害を最小限に抑える。
- 町民生活及び町民経済への影響を最小限に抑える。

【対策の考え方】

- ・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛といった一部の感染拡大防止策を継続し、感染拡大をなるべく抑えるよう努める。
- ・地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。
- ・状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について、積極的な情報提供を行う。
- 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康 被害を最小限にとどめる。
- ・欠勤者の増大が予測されるが、町民生活及び町民経済への影響を最小限に抑えるため 必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り 継続する。
- 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減する ため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだ け速やかに実施する。
- ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

【基本的対処方針の決定】

• 町対策本部会議は、県または町全体として感染期に入ったことを宣言するとともに、 国が決定した基本的対処方針を踏まえ、感染期における対策の基本的対処方針を決定 する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、県による代行(特措法第38号)、他の市町村による応援(特措法第39条)の措置を活用する。

(2)サーベイランス・情報収集

【国際的・全国的な情報収集】

・県等と連携して、海外・他県の新型インフルエンザ等の発生状況や有効な対策等に関するこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

【受診患者数の把握】

・引き続き、不破郡医師会と連携し、岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムにより、インフルエンザ受診患者数の状況を把握する。

【学校サーベイランスの縮小】

- ・引き続き、岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムにより欠席者及び臨時体業の状況を把握する。
- ・学校等でのインフルエンザ集団発生の把握強化は中止し、通常の学校サーベイランス に切り替える。

(3)情報提供 • 共有

【情報提供】

・引き続き、町民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、町内の発生状況と 具体的な対策を詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。特に、個人一 人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、町内の流行状況に応じた医療体制を周 知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、 社会活動の状況についても情報提供する。

【相談窓口の継続】

• 引き続き、相談窓口を設置継続するとともに、町民より寄せられる問い合わせや情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、 情報提供に反映する。

【情報共有】

引き続き、インターネット等を活用し適時適切な情報共有を図る。

(4) 予防・まん延防止

【個人・地域レベルでの対策強化】

- ・町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人 混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に 対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行う。

・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

【病院、高齢者施設等における感染予防策】

・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設 等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。

【予防接種】

• 町内未発生期からの対策を継続する。

(5)医療

【地域医療体制整備への協力】

- ・県等からの要請に応じ、各種対策等に適宜協力する。
- ・町内における新型インフルエンザ等患者の診療体制を不破郡医師会と連携しながら調整して確保する。

【在宅で療養する患者への支援】

・患者や医療機関等から要請があった場合には、関係団体等の協力を得ながら、在宅で 療養する新型インフルエンザ患者への支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送) や自宅で死亡した患者への対応を行う。

(6)町民の生活及び経済の安定の確保

【要援護者対策】

新型インフルエンザ等にり患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、 患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き、国及び県と連携し、必要な 支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送等)を行う。

【町民・事業者への呼びかけ】

・食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけると ともに、事業者に対しても食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、 買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ①水の安定供給
 - ・町内発生早期を参照。
- ②サービス水準に係る町民への呼びかけ
 - 事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかける。
- ③生活関連物資等の価格の安定等
 - ・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、 調査・監視を行うとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便 乗値上げの防止等の要請を行う。
 - 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、 国及び県と連携して、適切な措置を講ずる。
- ④生活相談窓口の設置
 - 町内発生早期の対策を継続する。
- ⑤要援護者への生活支援
 - ・在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。
- ⑥埋葬・火葬の特例等
 - ・可能な限り火葬炉を稼働させる。
 - 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県の協力を得て、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

4 小康期

概要

【状態】

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- 大流行はいったん終息している状況。

【目的】

• 町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

【対策の考え方】

・第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。

- 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。
- ・情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

【体制・措置の縮小等】

- ・県と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、 町内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。
- 新型インフルエンザ等の再流行、病原性の変化の際に迅速に対応できるよう考慮の上、 体制を縮小する。

【対策本部の廃止】

• 政府が緊急事態宣言を解除したときは、速やかに町対策本部を廃止する。

【対策の評価、見直し】

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画、業務計画、マニュアル等の見直しを行う。

(2) サーベイランス・情報収集

【国際的、全国的な情報収集】

- 国、県、WHO(世界保健機関)等の国際機関等から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。
- ・町内の発生早期から小康期までの流行状況について、サーベイランス等の結果をまとめ、全体像を把握する。

【サーベイランス】

・ 県は、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。 町は、これらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

【受診患者数の把握】

・引き続き、不破郡医師会と連携し、岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムにより、インフルエンザ受診患者数の状況を把握する。

【学校サーベイランスの再強化】

・再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を 強化する。

(3)情報提供・共有

【国際的、全国的な情報提供】

- ・町民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれらに備える必要性を情報提供する。
- ・町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等をとりまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

【相談窓口体制の縮小】

• 状況を見ながら、相談窓口体制を縮小する。

(4) 予防・まん延防止

【住民接種】

・流行の第二波に備え、特措法第46条(緊急事態宣言がされている場合)又は予防接種法第6条第3項(緊急事態宣言がされていない場合)に基づく住民接種を行う。

(5)医療

【医療体制】

・国、県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻すよう要請する。

(6)町民の生活及び経済の安定の確保

【要援護者対策】

新型インフルエンザ等にり患し、在宅で治療する場合に支援が必要な患者について、 患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き、国および県と連携し、必要 な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送等)を行う。

【町民・事業者への呼びかけ】

・町民に対し、引き続き必要に応じ、食料品、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

【業務の再開】

・国、県と連携し、町内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に 不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支え ない旨周知する。

【新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等】

・国、県と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合に は新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

別添

国内で鳥インフルエンザに感染した人が発見された場合の対策

県では、国内外で鳥インフルエンザウイルスが人に発症した場合、次のとおり対策を行う。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

(1) 実施体制

【国内で鳥インフルエンザに感染した人が発見された場合の対応】

・国内で鳥インフルエンザウイルスに感染した人が発見された場合には、県は速やかに 情報の集約・共有・分析を行うとともに、人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定する。

【国との連携】

・ 県は、家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザウイル スの人への感染、それらへの対応等の状況について、国との情報交換を行う。

(2) サーベイランス・情報収集

【情報収集】

- ・県は、鳥インフルエンザの発生動向等に関する国内外の情報を収集する。
- ▷情報源
 - ◇各省庁
 - ◇国際機関(WHO、OIE、国連食糧農業機関(FAO)等)
 - ◇在外公館
 - ◇国立感染症研究所:WHOインフルエンザコラボレーティングセンター
 - ◇国立大学法人北海道大学:○ⅠEリファレンスラボラトリー
 - ◇独立行政法人動物衛生研究所
 - ◇地方公共団体
 - ◇検疫所

【鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス】

・鳥インフルエンザの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。

(3)情報提供・共有

・県内で鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、国及び発生市町村と連携

し、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。

(4) 予防・まん延防止

【在外邦人への情報提供】

・鳥インフルエンザの発生国に滞在・留学する本県出身の邦人に対し、国内の事業所または学校等を通じ、海外での家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生状況 や鳥インフルエンザの人への感染状況について情報提供、感染予防のための注意喚起 (養鶏場や生きた鳥が売られている市場への立入り自粛等)を行う。

【県内で鳥インフルエンザ感染者が発生した場合の人への感染防止策】

- ・国に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。
- ・疫学調査や接触者への対応(外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投 与の検討、有症時の対応指導等)を実施するとともに、市町村に対し、死亡例が出た 場合の対応(埋火葬等)等の実施を要請する。
- ・防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。
- ・鳥インフルエンザ感染が疑われる者(有症状者)に対しては、外出自粛や出国自粛を 要請する。

【家きん等への防疫対策】

- ・鳥インフルエンザの人への感染を防止する観点から、新型インフルエンザへの変異を 起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、渡 航者への注意喚起、県内の農場段階での衛生管理等を徹底するほか、県内の家きんに 高病原性および低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施する。
- ▽ 国の助言に基づき、防疫指針に即した都道府県の具体的な防疫措置(患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等)を実施する。
- ▽ 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要があり、県による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、国に対し、自衛隊の部隊等による支援を要請する。
- ▽ 防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動を行う。

(5)医療

- ・感染鳥類との接触があり、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、 確定診断がされた場合に、適切な感染拡大防止策を講じた上で、抗インフルエンザウ イルス薬の投与等による治療を行う。
- 保健環境研究所において、患者のインフルエンザウイルスの亜型検査を実施するとと

もに、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する よう要請する。

・鳥インフルエンザ(H5N1)の患者(擬似症患者を含む。)について、感染症法に 基づき、入院等の措置を講ずる。

用語解説

Oインフルエンザ

インフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症で、主に発熱、咳、全身倦怠感・筋肉痛などの症状を引き起こす。これらの症状は非特異的なものであり、他の呼吸器感染症等と見分けることが難しい。また、軽症の場合もあれば、重症化して肺炎、脳症炎等を引き起こす場合もあり、その臨床像は多様である。

インフルエンザウイルスに感染してから症状が出るまでの期間(潜伏期間)は、季節性のインフルエンザであれば1~5日である。インフルエンザウイルスに感染しても症状を引き起こさず、発症しないこともある(不顕性感染)。

インフルエンザウイルスの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であり、潜伏期間中や 不顕性感染で、感染した人に症状がなくても、他の人への感染がおこる可能性はある。

〇インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。 人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面に ある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の 違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜 型を指している。)

〇疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あ ひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

*特定感染症指定医療機関:新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が

指定した病院。

- *第一種感染症指定医療機関:一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- *第二種感染症指定医療機関:二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- *結核指定医療機関:結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として、都道府 県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含 む。)又は薬局。

〇帰国者•接触者外来

発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する ものを対象とした外来。

〇帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は新型インフルエンザ患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム

県内のインフルエンザ及び小児感染症の患者発生状況、各学校の感染症による休業の情報について、Web上でデータ収集し、自動的に集計、公表を行う(社)岐阜県医師会のサーベイランスシステム。

岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムは、県内約300医療機関のインフルエンザ受診患者数、県内すべての学校の休業状況を毎日Web上で入力することにより、毎日データが自動更新され、地図、グラフ等を用い、地域別の発生状況の詳細を県民に分かりやすく公表することが可能となった。

平成21年度の新型インフルエンザ(A/H1N1)の流行のピーク時には、各地域において、医療機関や保健所等の関係者が流行状況を共有しながら、その状況に応じた医療体制を構築することができた。

平成22年度には、新型インフルエンザの発生状況の他に、B型インフルエンザの流行 も早期に探知することができ、医療機関における治療の一助となった。

小児感染症、学校閉鎖情報等を含め、県民が感染症の最新の流行状況を把握し、感染防止対策を行うために有用な情報発信を行っている。

〇抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイル薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

〇サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握及び分析のことを示すこともある。

○指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び、医療、 医薬品・医療機器の製造販売、電気・ガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む 法人で、政令で定めるものをいう。

〇指定地方公共機関

都道府県の区域において、医療、医薬品・医療機器の製造販売、電気・ガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人・地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聞いて知事が指定するものをいう。

○新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行(パンデミック)となるおそれがある。

本行動計画における「新型インフルエンザ」は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という。)に基づく「新型インフルエンザ等感染症」を指すものとし、かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過したものが再興した「再興型インフルエンザ」を含むものとする。

○新型インフルエンザ等緊急事態宣言

国民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合に、政府対策本部長(内閣総理大臣)が行う宣言のこと。

○新感染症

感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○登録事業者

新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活および国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

鳥インフルエンザのウイルスのうちH5N1 亜型のウイルスを病原体とする人の感染症を「鳥インフルエンザ(H5N1)」といい、近年東南アジアを中心にアジア、中東、アフリカで症例が報告されている。

鳥インフルエンザ(H5N1)を発症した場合、通常のインフルエンザの症状にとどまらず、重症肺炎や時に多臓器不全等をきたし、致死率は約60%と高いことが知られている。

鳥インフルエンザのウイルスが人から人へ効率よく感染する能力を獲得し、高い病原性 を示す新型インフルエンザウイルスに変異した場合には、甚大な健康被害と深刻な社会・ 経済活動への影響をもたらすことが懸念されている。

〇パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○病原性

新型インフルエンザ等対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主(ヒトなど)に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現である。